# ○経済産業省令第百九号

商標法施行令 (昭和三十五年政令第十九号) 第二条の規定に基づき、 商標法施行規則の一部を改正する省

令を次のように定める。

平成二十八年十二月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

別 表 第 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 下 欄第三号中 「のり 及び接着 剤 (事務用又は家庭用の ものを除く。)」 を 「工業用の り及

び接着剤」に改める。

別表第三類の項下欄第一号中 「水せっけん 薬用せっけん」を「水せっけん」に改め、 同項下欄第四号二

中 「オーデコロ ン スキン 口 ション」を 「スキンロ ーション」に、 「ひげそり用 化 粧水 薬用: 化粧水」を

ひげそり 用化 粧 水 に改め、 同号三中「薬用クリー 7 リップクリーム」を「リップクリー <u>ک</u> に改め、

同号六を次のように改める。

### (六) 香水類

オーデコロン 香水 固形香水 練り香 粉末香水

別表第三 一類の 項下 欄第十号中 「つや出し紙 つや出し布」を 「つや出し紙」 に改める。

別 表 第四 類  $\mathcal{O}$ 項 下 欄第四号中 「はぜろう」を 「ス キー · ワ ツ クス はぜろう」 に改め

別表第五類の項下欄第一号十を次のように改める。

## (十) 外皮用薬剤

医 療用 せ 0 け Ĺ 医療用ベビー 才 1 ル 医療用ベビーパ ウダー 化のう性疾患用剤 寄生性 皮膚疾

患用 剤 殺菌 消 毒 剤 収 れ  $\lambda$ 剤 消 炎 剤 鎮 痛 剤 鎮 痒 剤 7 N カン 粉 皮膚 軟 化剤 毛 髪 用 剤

別表第六類の 項下欄第一 -号 (三) 中 「チンバ ] インコ イル ビレ ット」 を 「ビレ ット」 に改め、 同 項下 -欄第十

八号中 「金属製のきゃたつ及びはしご」 を 「金属製植物の茎支持具 金属製のきゃたつ及びはしご」

金 属製 帽子掛け かぎ」 を 金 属製旗ざお 金属製帽 子 掛け かぎ」 に改め、 同 項下欄第二十二号の次に次の

### 号を加える。

金属製靴合わせくぎ 金属製靴くぎ 金属製靴びょう 金属製靴保護金具

別表第七 類の項下 -欄第一号四中 「電気溶接機 電気溶接装置」 を 「電気溶接機」 に改め、 同 号 (八) 「切削

工具 耐磨耗工具」 を 「切削用ダイヤモンド工具 耐磨耗ダイヤモンド工具」 に改め、 同項下欄第二 一十八号

中 軸 揺継ぎ手 ベ アリング」 を 軸 継ぎ手」 に改め、 同号(二)中 「減速機」 を 「クラ ッチ 機構 減速 機 に

改める。

別表第八類の項下 欄第五号中 「角砂 糖挟み 缶切 くるみ割り器」 を 「缶切」 に改め、 同項下欄第六号中

「糸通し器 チャコ削り器」を「チャコ削り器」に改める。

別表第九類の項下欄第三十号の次に次の一号を加える。

三十 腕 時 計 型 携 滞情 報 端 末 ス 7 1 フ オ

別 表第十類の 項 下 -欄第 -号 (四) 中 消 毒 用 及び 滅 菌 用  $\mathcal{O}$ 器具 診 療台」 を 「診療台」 に改め、 同 項下 欄第二

号中 「おしゃぶり」 を 「医療用指 おしゃぶり」に、 「魔法哺乳器 指サック」 を 「魔法 哺乳 器 に

改める。

削

り、 別 表第十 同 項下欄第十二号を同項下欄第十一号とし、 類  $\mathcal{O}$ 項 〒 欗 第 十号中 冷冷 ·凍機械器具」 同項下欄第十三号を同項下欄第十二号とし、 を 「業務用冷 凍機械器具」 に改 め、 同 項下 欄 第 同号を次の + 号を

ように改める。

十二 化学製品製造用乾燥装置 化学製品製造用換熱器 化学製品製造用蒸煮装置 化学製品製造用蒸発

装置 化学製品製造用蒸留装置 化学製品製造用熱交換器

別表第十一

類

の項下欄第十四号中

「暖冷房装置」

を

「業務用暖冷房装置」に改め、

同号を同項下欄第十三

号とし、 同項下欄第十五号を同項下欄十四号とし、 同項下欄第十六号を同項下欄第十五号とし、 同号を次の

ように改める。

十 五 タオル蒸 心器 美容院用頭髮乾燥機 美容院用頭髮蒸 し器 理髮店用洗髮台

別表第十一 類 の項下欄第十七号を同項下欄第十六号とし、 同項下欄第十八号を同項下欄第十七号とし、 同

号を次のように改める。

十七 業務用浄水装置

工業用水用浄水装置 上水用浄水装置

別表第十一 類  $\mathcal{O}$ 項下欄第十九号を同 項下欄第十八号とし、 同項下欄第二十号を同項下欄第十九号とし、 同

項下欄第二十一号を同項下欄第二十号とし、同項下欄第二十二号中「家庭用浄水器」を「家庭用浄水器 電電

気式のものを除く。)」に改め、同号を同項下欄第二十一号とし、同項下欄第二十三号を同項下欄第二十二

同項下欄第二十四号中 「懐炉灰 化学物質を充てんした保温保冷具 湯たんぽ」を「湯たんぽ」に

改め、同号を同項下欄第二十三号とする。

別表第十二類の項下欄第四号二中「クラッチ」を「クラッチペダル」に改め、 同項下欄第五号二中「ギヤ

クランク 空気ポンプ」を「空気ポンプ」に、「チェーン チェーンケース チューブ」を「チューブ」に

改め、 同項下欄第十号中 「陸上の乗物用の動力機械 (その部品を除く。)」を「陸上の乗物用 の動力機械器

具 (その部品を除く。)」に改め、 同項下欄第十一号一中「軸継ぎ手 ベアリング」を「軸継ぎ手」に改め

同号二中「減速機」を「クラッチ機構 減速機」に改める。

別表第十五類の項下欄第一号(中「太鼓 タンバリン」を「タンバリン」に、「トランペット」を「ドラ

ム用スティック トランペット」に、「ばち ハンドベル」を「ハンドベル」に改める。

別表第十六類の項下欄第八号四中「クリップ」を「紙製ラベル クリップ」に、「下げ札 シール」を「

「指サック ラベル (布製のものを除く。)」を 「指サック」に改める。

別表第十九類の項下欄第十六号中「吹付け塗装用ブース (金属製のものを除く。)」を「旗ざお (金属製

0 ŧ のを除く。) 吹付け塗装用ブース (金属製のものを除く。)」 に改める。

別表第二十類 の項下欄第九号中 「植物の茎支持具」 を 「植物の茎支持具 (金属製のものを除く。)」に、

「スリーピングバ ツグ 扇子」 を 「扇子」に、 「旗ざお ハンガ ーボード」 を「ハンガーボード」 に改め、

同項下欄第十三号の次に次の一号を加える。

十四四 靴合わせくぎ(金属製のものを除く。) 靴くぎ(金属製のものを除く。) 靴びょう(金属製の

ものを除く。) 靴保護金具(金属製のものを除く。)

別表第二十一類の項下欄第二号四を次のように改める。

(四) アイ ス ボ ツ クス 氷冷 蔵 庫 米び 0 食品 保存用 ガラス 瓶 水筒 魔法 瓶

別表第二十一 類 の項下 -欄第二号①中「こし器」を「くるみ割り器 こし器」 に改め、 同号六中「こしょう

改め、 入れ」 を 同 項 「角砂: 下欄 糖挟み 第十一号中 こしょう入れ」に改め、 「家庭 園芸用  $\mathcal{O}$ 水耕 式 同 植 物 項下欄第三号中 栽培器」 を 「化学物質を充てんした保温保冷具 「バケツ」を「つや出し布 バケツ」に 家庭

園芸用の水耕式植物栽培器」に改める。

別表第二十二類の項下欄第十三号を次のように改める。

十三 羽 未加工の牛毛 未加工のたぬきの毛 未加工の豚毛 未加工の馬毛

別表第二十四類の項下欄第十二号の次に次の一号を加える。

十三 スリー ピングバッグ

別表第二十五類 の項下欄第三号(ロ中 「靴合わせくぎ 靴くぎ 靴中敷き」を「靴中敷き」 に、 「靴びょ

う 靴保護金具 地下足袋底」を「地下足袋底」に改める。

別表第二十六類の項下欄第六号中

「裁縫箱」

を「糸通し器

裁縫箱」に改める。

別表第二十七類の項下欄第一号中 「尻敷き 7 ット」を「マット」に改める。

別表第二十八類 の項下欄第十号を削り、 同項下欄第十一号を同項下欄第十号とし、 同項下欄第十二号を同

項下欄第十一号とし、 同項下欄第十三号を同項下欄第十二号とする。

別表第二十九類の項下欄第六号中 「チョコレートスプレッド ピーナッツバター」を「ピーナッツバター

に改める。

別表第三十類  $\bigcirc$ 項下欄第十九号の次に次の一号を加える。

<del>一</del> チョコレ 1 - スプレ ツド

別表第三十一類の項下欄第一号中「そば とうもろこし」を「そば (穀物) とうもろこし (穀物)」に

改め、 同項下欄第七号中 「配合飼料」 を「配合飼料 ペットフード」に改め、 同項下欄第十号中「トマト」

を「とうもろこし(野菜) トマト」に改める。

別表第三十五類 の項下欄第一号一から六まで以外の部分を次のように改める。

#### 広告業

別表第三十六類の項下欄第十四号を次のように改める。

十四 前払式支払手段の発行

別表第三十七 類  $\bigcirc$ 項下 欄第五号中 「製材用、 木工用又は合板用 の機械器具の修理又は保守」 を 3 D レプリ

ンター の修理又は保守 製材用、 木工用又は合板用の機械器具の修理又は保守」 に改め、 同項下欄第九号中

「有害動 物 の防除 (農業、 園芸又は林業に関するものを除く。)」 を「有害動物の防除 (農業、 水産 養殖業

園芸又は林業に関するものを除く。)」に改める。

別 表第四 十類  $\mathcal{O}$ 項下欄第十号中 「金属加 工機械器具の貸与」 を 「業務用暖冷房装置 匠の貸与 金属 加 工 一機械

器具の貸与」に、 「製材用、 木工用又は合板用の機械器具の貸与」を「3Dプリンターの貸与 製材用、 木

工用又は合板用の機械器具の貸与」に、 「暖冷房装置の貸与 廃棄物圧縮装置の貸与」を「廃棄物圧縮装置

の貸与」に改める。

別表第四十二 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 項下欄第五号中 「デザインの考案」 を「デザインの考案 (広告に関するものを除く。)

」に改める。

別表第四十四類 の項下欄第十号中「有害動物 の防除 (農業、 園芸又は林業に関するものに限る。)」を

有害動 物 の防除 (農業、 水産養殖業、 園芸又は林業に関するものに限る。 に改める。

別表第四十五類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 項下欄第十二号中「火災報知器の貸与」を「火災報知機の貸与」に改め、 同号の・ 次に次

の一号を加える。

十三

後見

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

な

お従前の例による。